

第3章 地域協議会アンケート

アンケートの各設問について、単純集計及び平成 25 年度における交付金の支給実績別（「20 件未満」18 団体、「20 件以上」20 団体）のクロス集計を行った。

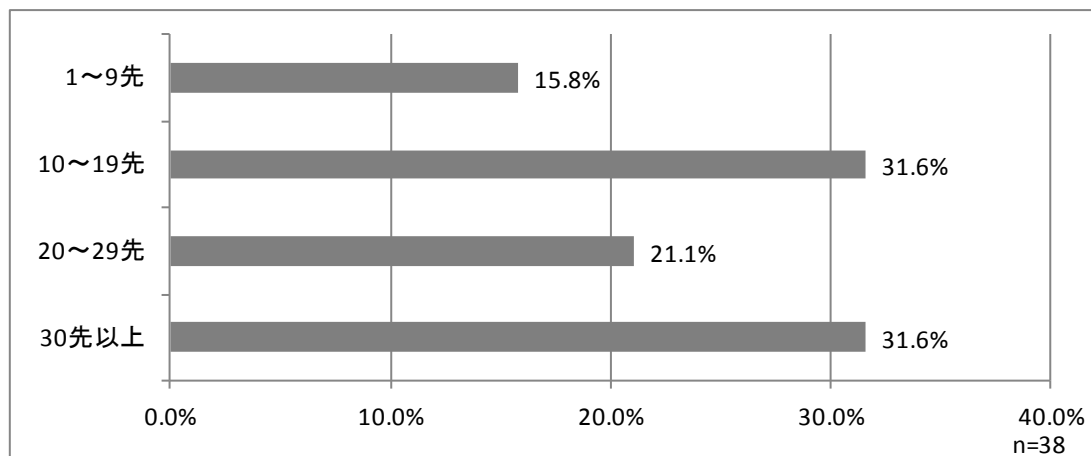
調査対象とした地域協議会 46 団体のうち、平成 25 年度に交付金を支給したのは 38 団体であり、該当する地域協議会のみを対象とした設問には、図表に [平成 25 年度] と記載している。また、単数回答の設問には（単数回答）、複数回答の設問には（複数回答）、数量回答の設問には（数量回答）、自由記述の設問には（自由記述）と記載している。

1 地域協議会の概況

1.1 交付金の支給状況

平成 25 年度に交付金を支給した活動組織数（図表 3-1）は、10～19 先（31.6%）、30 先以上（31.6%）が多くなった。各地域協議会によって交付金の支給件数は大きく異なっており、最大値は 67 件、最小値は 1 件であった。支給件数の合計は 967 件で、平均値は 22.0 件、中央値は 25.4 となった。

図表 3-1 交付金を支給した活動組織数 [平成 25 年度]（数量回答）



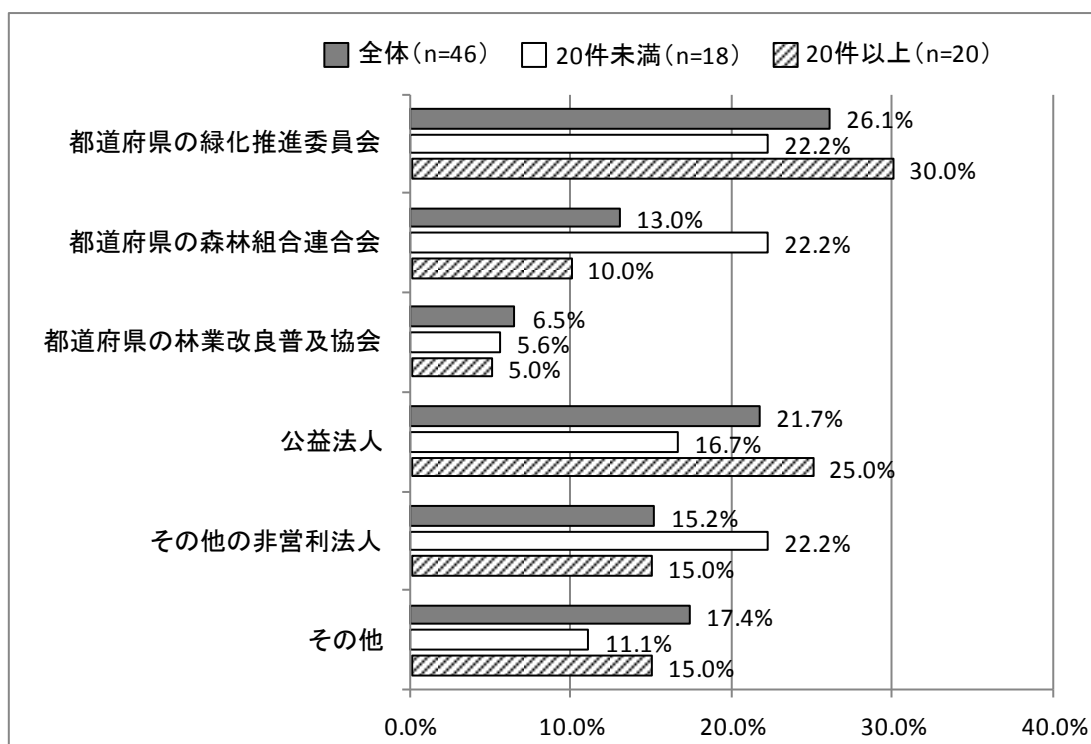
1.2 事務局を務める組織の属性

どのような団体が地域協議会の事務局を務めているか尋ねたところ、都道府県の緑化推進委員会（全体・26.1%）、公益法人（全体・21.7%）がやや多くなっているが、さまざまな団体が地域協議会の事務局を務めていることがわかった（図表 3-2）。「その他」は、森林組合連合会、緑化推進委員会などの内部組織や、林業関連の一般財団法人が多い。

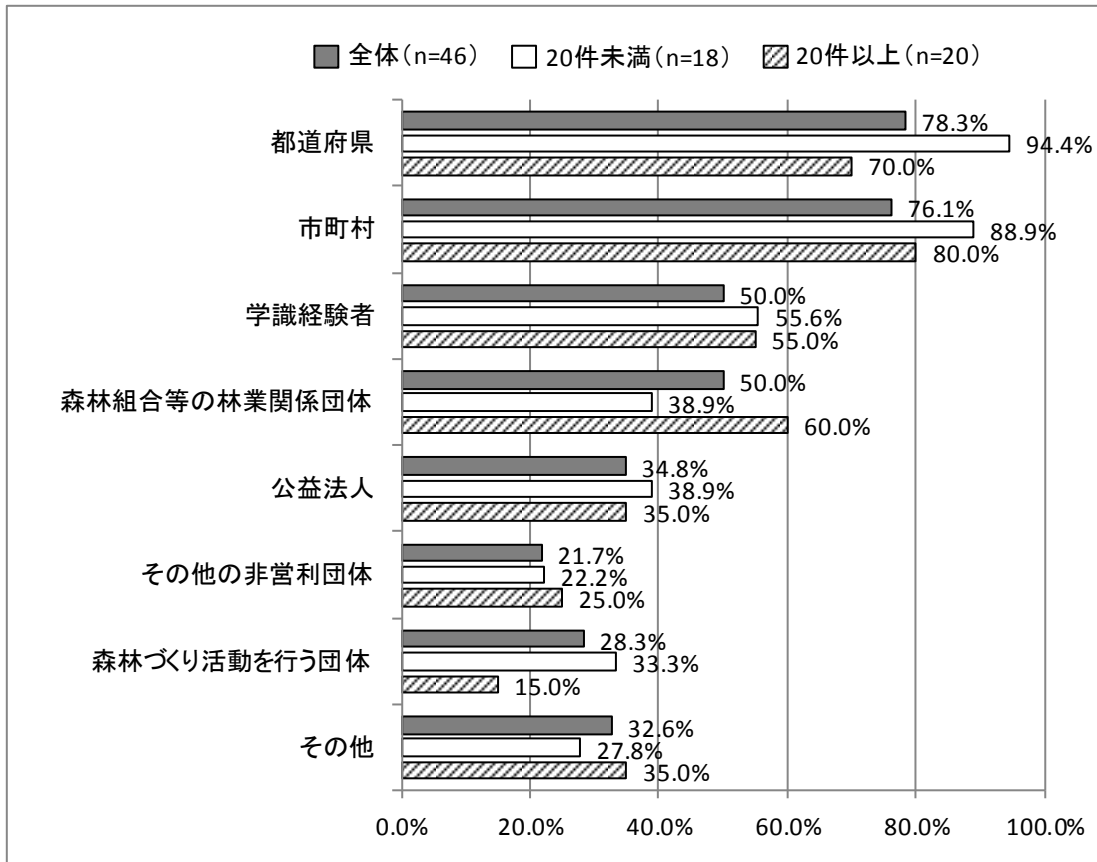
交付金の支給件数別に比較すると、20 件未満（以下、「A 群」という。）では、都道府県の森林組合連合会（22.2%）、その他の非営利法人（22.2%）が全体と比べて割合が高く、20 件以上（以下、「B 群」という。）では、都道府県の緑化推進委員会（30.0%）、公益法人（25.0%）の割合が高くなった。

事務局以外に地域協議会の構成員となっている団体（図表 3-3）は、都道府県（全体・78.3%）、市町村（全体・76.1%）が 8 割近くと多く、学識関係者（全体・50.0%）、森林組合等の林業関係団体（全体・50.0%）も 5 割に達した。

図表 3-2 地域協議会の事務局を務める団体の種類（単数回答）



図表 3-3 事務局以外の地域協議会構成員（複数回答）



1.3 職員の状況

地域協議会の業務を担当する事務局の職員数（図表 3-4）の平均値は 2.6 人、中央値は 2.0 人となった。支給件数別に中央値をみると、A 群では 1.5 人、B 群では 3.0 人と開きが大きくなっている。

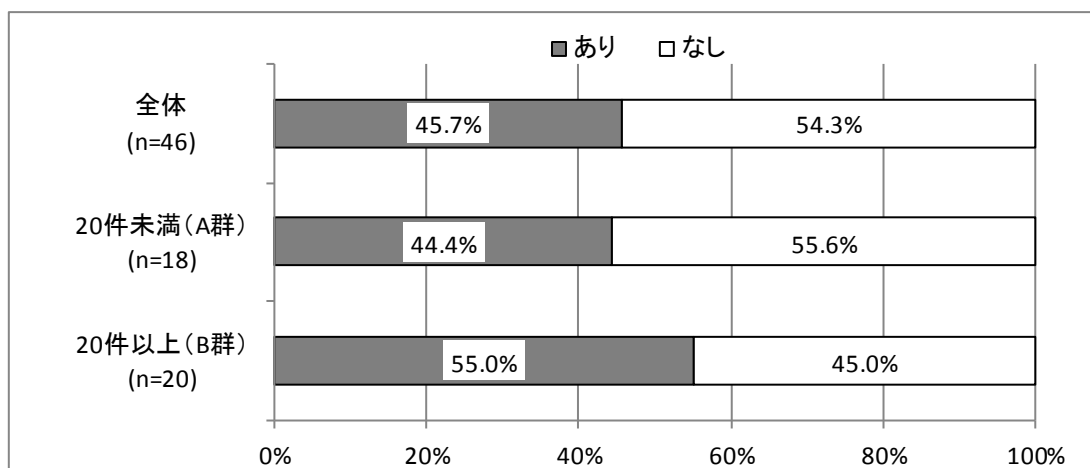
地域協議会の業務を実施するため職員の新規雇用を行ったか（図表 3-5）については、45.7%が「あり」と回答した。支給件数別の「あり」と回答した割合は、A 群 44.4%、B 群 55.0%となっており、支給件数の多い B 群では、半数以上が職員の新規雇用を行っている。

新規雇用した職員数（図表 3-6）は、いずれの地域協議会も 2 名以下であり、1 名である場合が多かった。

図表 3-4 地域協議会の業務を実施する職員数（数量回答）

	全体 (n=46)	20件未満 (n=18)	20件以上 (n=20)
合計	119	38	64
平均値	2.6	2.1	3.2
中央値	2.0	1.5	3.0

図表 3-5 業務を実施する職員の新規雇用の有無（単数回答）



図表 3-6 新規雇用した職員数（数量回答）

	全体 (n=25)	20件未満 (n=10)	20件以上 (n=9)
合計	27	8	16
平均値	1.3	1.0	1.5
中央値	1.0	1.0	1.0

2 地域協議会の運営状況

2.1 森林・山村多面的機能発揮対策の周知

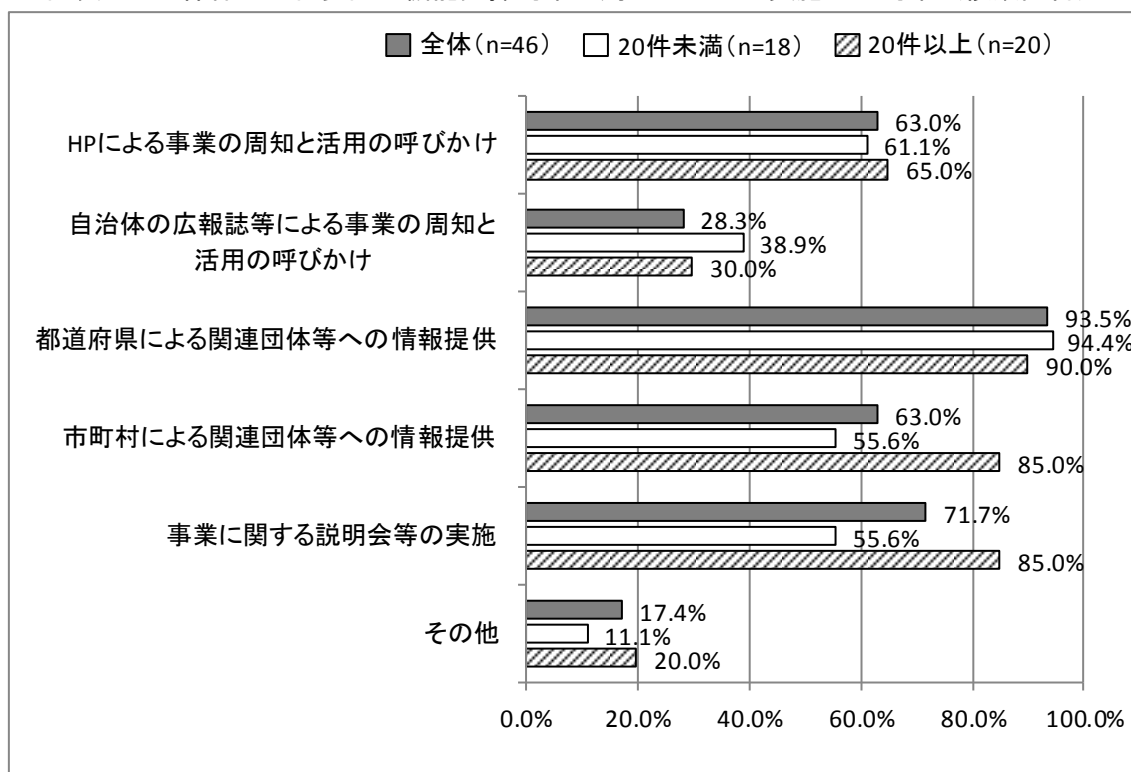
森林・山村多面的機能発揮対策の周知のために実施した対策（図表 3-7）は、都道府県による関連団体等への情報提供（全体・93.5%）が 9 割を超えて最も多く、事業に関する説明会の実施（全体・71.7%）、HP による事業の周知と活用の呼びかけ（全体・63.0%）、市町村による関連団体等への情報提供（全体・63.0%）も 6 割を超えた。

「その他」の回答は、事務局を務める団体の会員・組合員への周知や、SNS 等を利用した情報発信が主なものであるが、新聞広告やテレビでの告知を利用した地域協議会もあった。

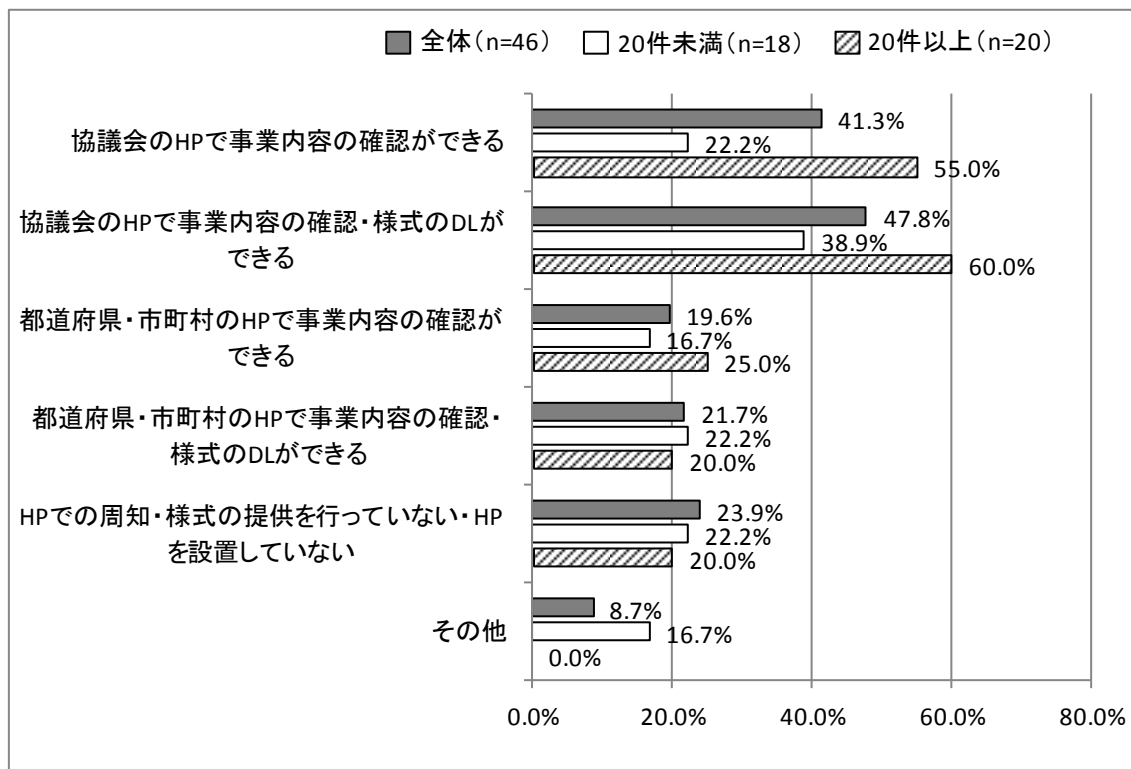
交付金の支給件数別に比較すると、支給件数の多い B 群では、市町村による関連団体等への情報提供（85.0%）、事業に関する説明会等の実施（85.0%）の割合が A 群を大幅に上回っている。これらの対策が、活動組織の掘り起しにつながった可能性があると考えられる。

本対策の周知や申請等に使用する各種様式のダウンロード等のための HP の活用状況（図表 3-8）は、協議会の HP で事業内容の確認・様式のダウンロードができる（全体・47.8%）、協議会の HP で事業内容の確認ができる（全体・41.3%）が多くなった。B 群では A 群と比べこれらの回答の割合が高くなっており、地域協議会独自の HP の活用にも積極的に取り組んでいる団体が多いことがうかがえる。

図表 3-7 森林・山村多面的機能発揮対策の周知のために実施した対策（複数回答）



図表 3-8 本対策の周知や各種様式のダウンロードに関する HP の活用状況（複数回答）



2.2 申請の受付・審査

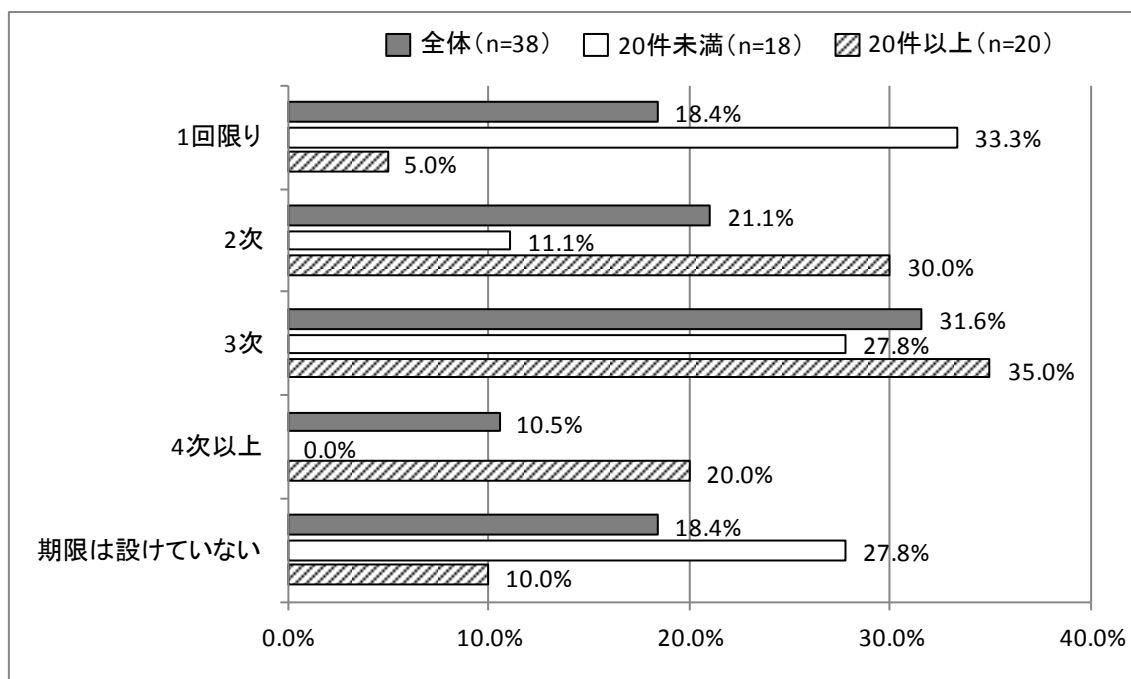
(1) 申請の受付期限の設定

平成 25 年度に交付金の支給を希望した団体の申請について、受付期限を何次まで設定したか尋ねたところ、3 次（全体・31.6%）が最も多いものの、バラつきが大きくなった（図表 3-9）。

交付金の支給件数別にみると、A 群では 1 回限り（33.3%）、期限は設けていない（27.2%）の割合が全体と比較して高く、B 群では 2 次（30.0%）、4 次以上（20.0%）が高くなった。また、A 群では 4 次以上の期限を設けた団体はおらず、B 群では 1 回限りとした団体は 1 つのみであった。

B 群の地域協議会は、複数回の受付期限を設定したケースが圧倒的に多く、こうした受付体制が交付金の支給件数増加につながったものとみられる。

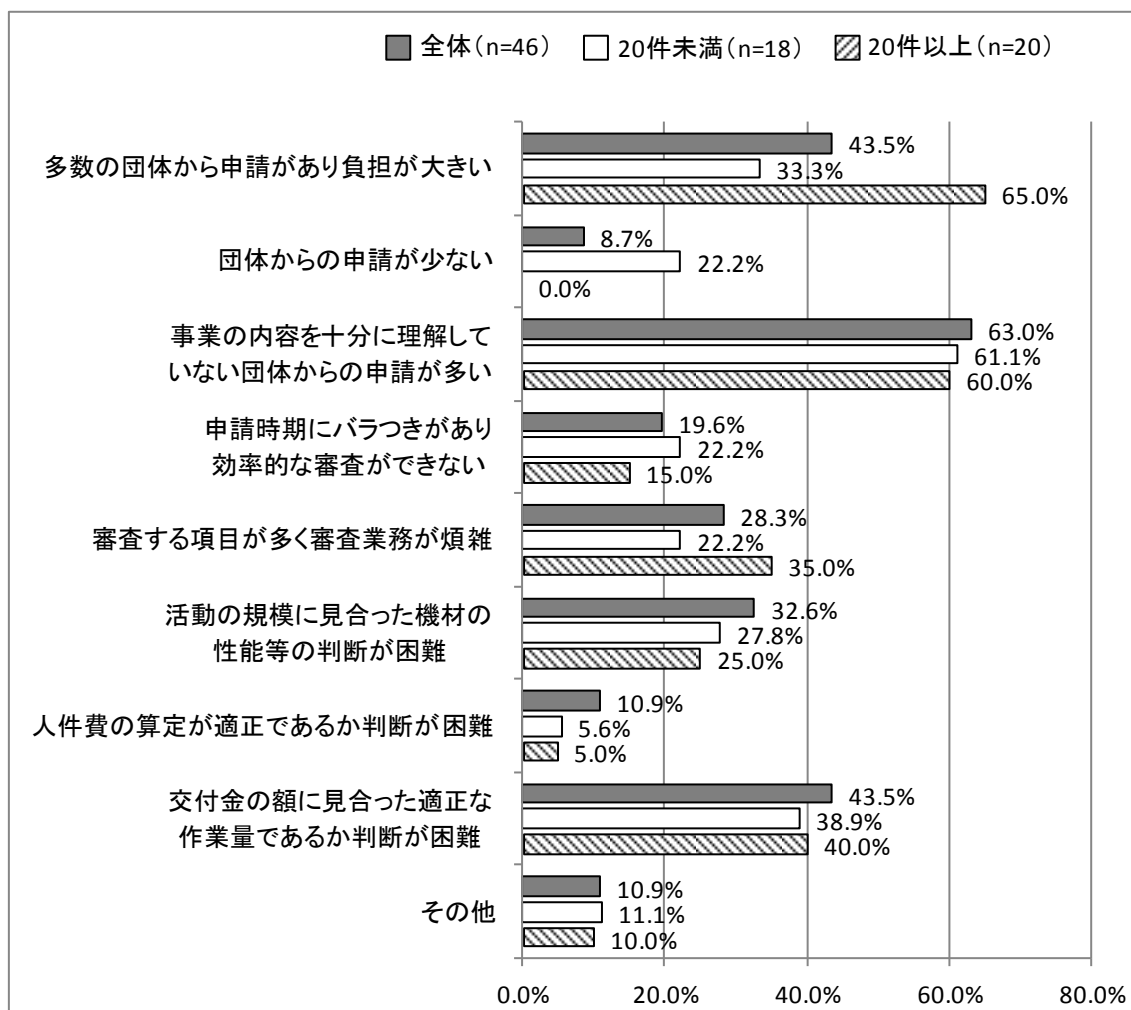
図表 3-9 申請に関する受付期限の設定状況 [平成 25 年度] (単数回答)



(2) 審査に関する課題

事業の内容を十分に理解していない団体からの申請が多い（全体・63.0%）が最も多く、多数の団体から申請があり負担が大きい（全体・43.5%）、交付金の額に見合った適正な作業量であるか判断が困難（全体・43.5%）が続いた（図表 3-10）。交付金の支給を希望する団体への対応と、採択の可否に関する判断が主な課題となっていることがうかがえる。「その他」の回答の主なものは、申請団体の実施可否の判断、森林の面積の判断などであった。

図表 3-10 審査に関する課題（複数回答）



(3) 申請の却下・断念等の状況

平成 25 年度に申請を却下又は断念した件数（図表 3-11）は、合計で 176 件となった。平均値は全体で 4.6 件、A 群で 3.8 件、B 群で 5.4 件となった。

中央値は、交付金の支給件数の少ない A 群（2.5 件）が支給件数の多い B 群（1.0 件）を大きく上回った。これは、B 群で却下・断念した件数を 0 件または 1 件とした団体が多かったためである。また、却下・断念した件数（A 群 68 件・B 群 108 件）が支給件数（A 群 198 件・B 群 769 件）に占める割合も、A 群が B 群を大きく上回った。

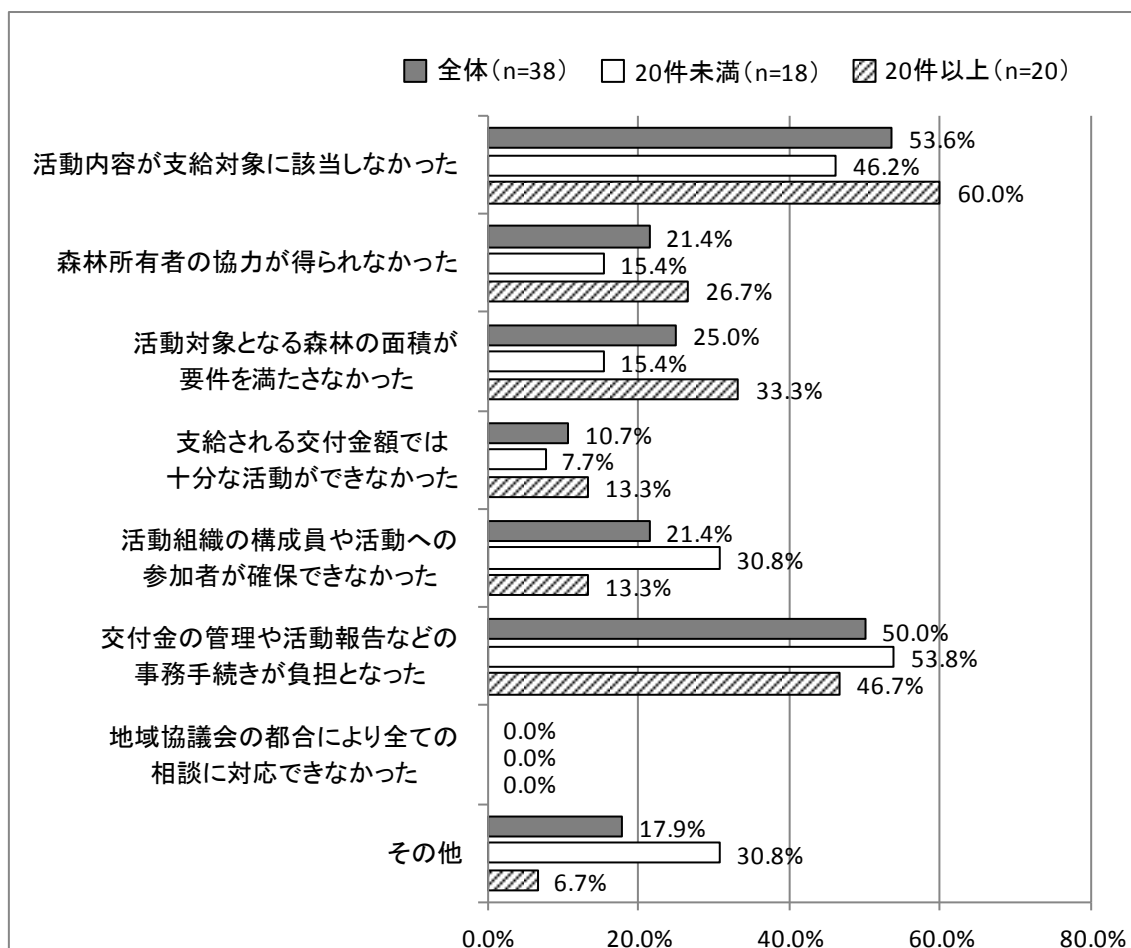
こうした結果から、交付金の支給実績が多い地域協議会では、申請を受けた団体に対する相談機能を強化していることがうかがえる。交付金の支給件数が上位の地域協議会に対して実施したヒアリングでは、事業計画の修正や見直しなどに積極的に関わっている例が多くみられた。

申請を却下又は断念した理由（図表 3-12）としては、活動内容が支給対象に該当しなかった（全体・53.6%）、交付金の管理や活動報告などの事務手続きが負担となった（全体・53.6%）が多かった。

図表 3-11 申請を却下又は断念した件数 [平成 25 年度] (数量回答)

	全体 (n=38)	20件未満 (n=18)	20件以上 (n=20)
合計	176	68	108
平均値	4.6	3.8	5.4
中央値	1.5	2.5	1.0
交付金を支給した件数に占める割合	18.2%	34.3%	14.0%

図表 3-12 申請を却下又は断念した理由 [平成 25 年度] (複数回答)

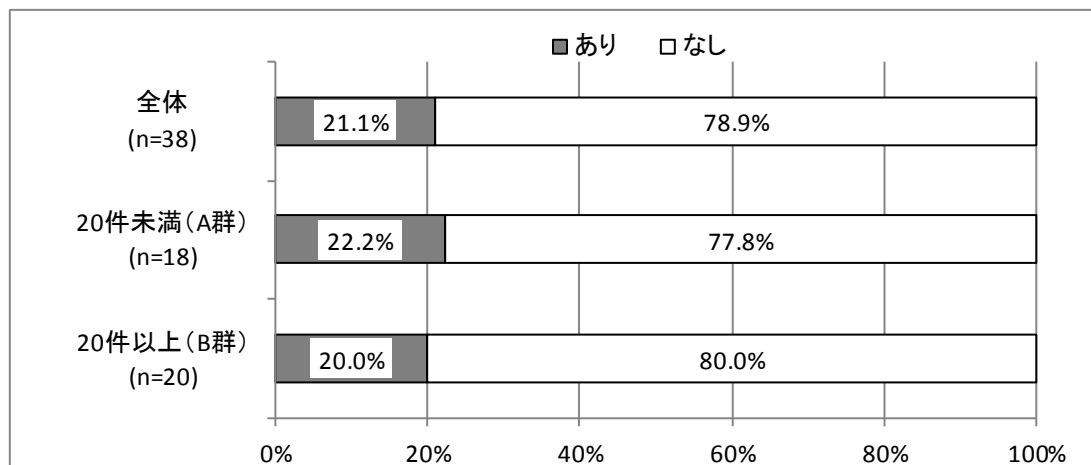


2.3 独自の審査基準・作業水準等の設定状況

(1) 独自の審査基準の有無

平成 25 年度に公募を行った地域協議会 38 団体のうち 7 団体（全体・21.1%）が審査基準を設定していた（図表 3-13）。独自の審査基準の内容は図表 3-14 のとおりである。

図表 3-13 独自の審査基準の有無 [平成 25 年度] (単数回答)



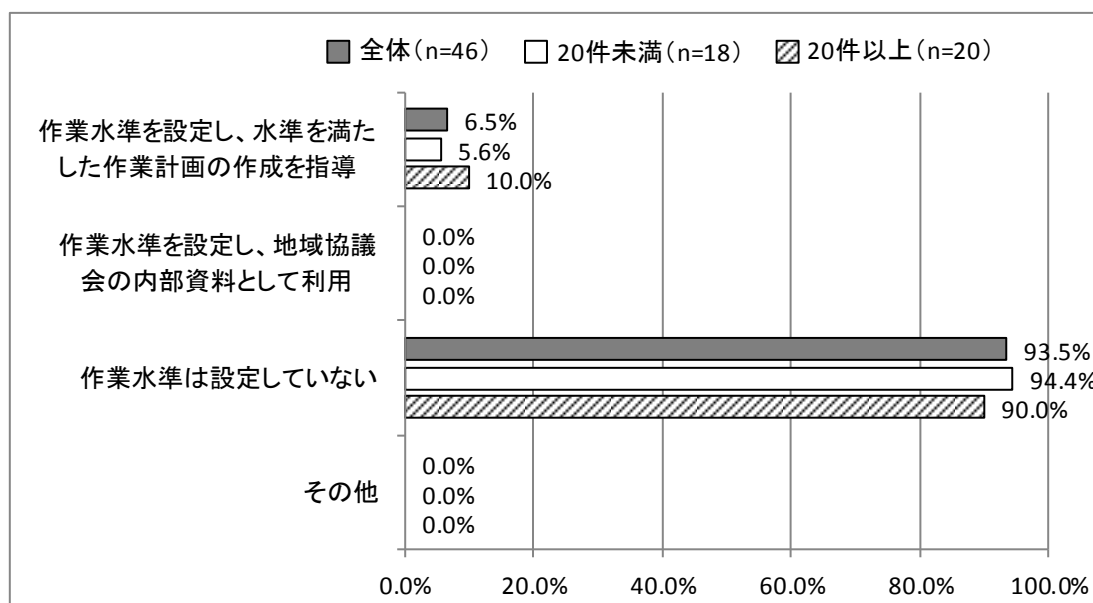
図表 3-14 審査基準の内容

- ・活動規模に応じた資機材の購入に限定するという趣旨から、資機材費に上限を設け、資機材の購入金額は ha あたり 16 万円以内であることとし、交付金額はその 1/2 以内の額とした。
- ・実施要領、要綱等を基に申請時に必要な事項のチェックリストを作成している。非農地の場合は農地証明の発行、現況が森林であることを写真で確認することなどを求めている。
- ・1ha の里山保全活動に対し、賃金、資材費、その他の計算根拠を提出させた。
- ・補足様式を作成し、活動内容の妥当性判断（交付金に見合う活動量）、経費内訳の審査、日当単価の妥当性を確認した。
- ・技術講習の受講や傷害保険の加入を義務付けた。
- ・資機材の総額は活動計画の標準事業費総額を超えないこと。
- ・地域への貢献等を判断し、企業等が取り組む場合は特に注意を払っている。

(2) 活動組織に求める作業水準の設定状況

伐採が必要な立木の数などの作業水準を、全地域協議会 46 団体のうち 3 団体（全体・6.5%）で設定していた（図表 3-15）。作業水準を設定していないケースが圧倒的に多くなっているものの、一部では異なる制度運用が行われていることが明らかとなった。

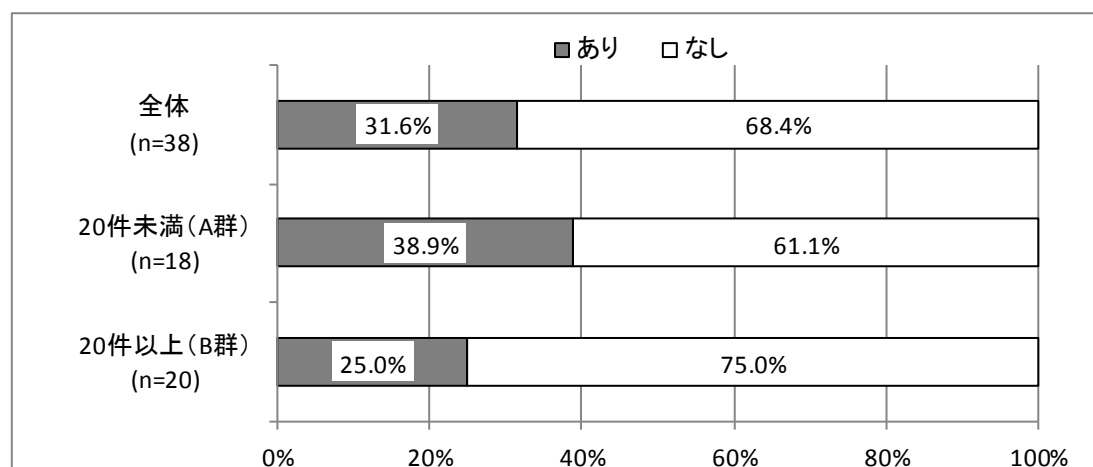
図表 3-15 活動組織に求める作業水準の設定状況（単数回答）



(3) 人件費の単価設定の有無

平成 25 年度に人件費の単価を設定した地域協議会は、38 団体のうち 12 団体（全体・31.6%）となった（図表 3-16）。設定した単価の内容は図表 3-17 のとおりであるが、日給で 1,100 円～20,000 円、時給では 600 円～1,500 円と団体による幅が非常に大きくなっている。

図表 3-16 人件費の単価設定の有無 [平成 25 年度]（単数回答）



図表 3-17 人件費単価の内容

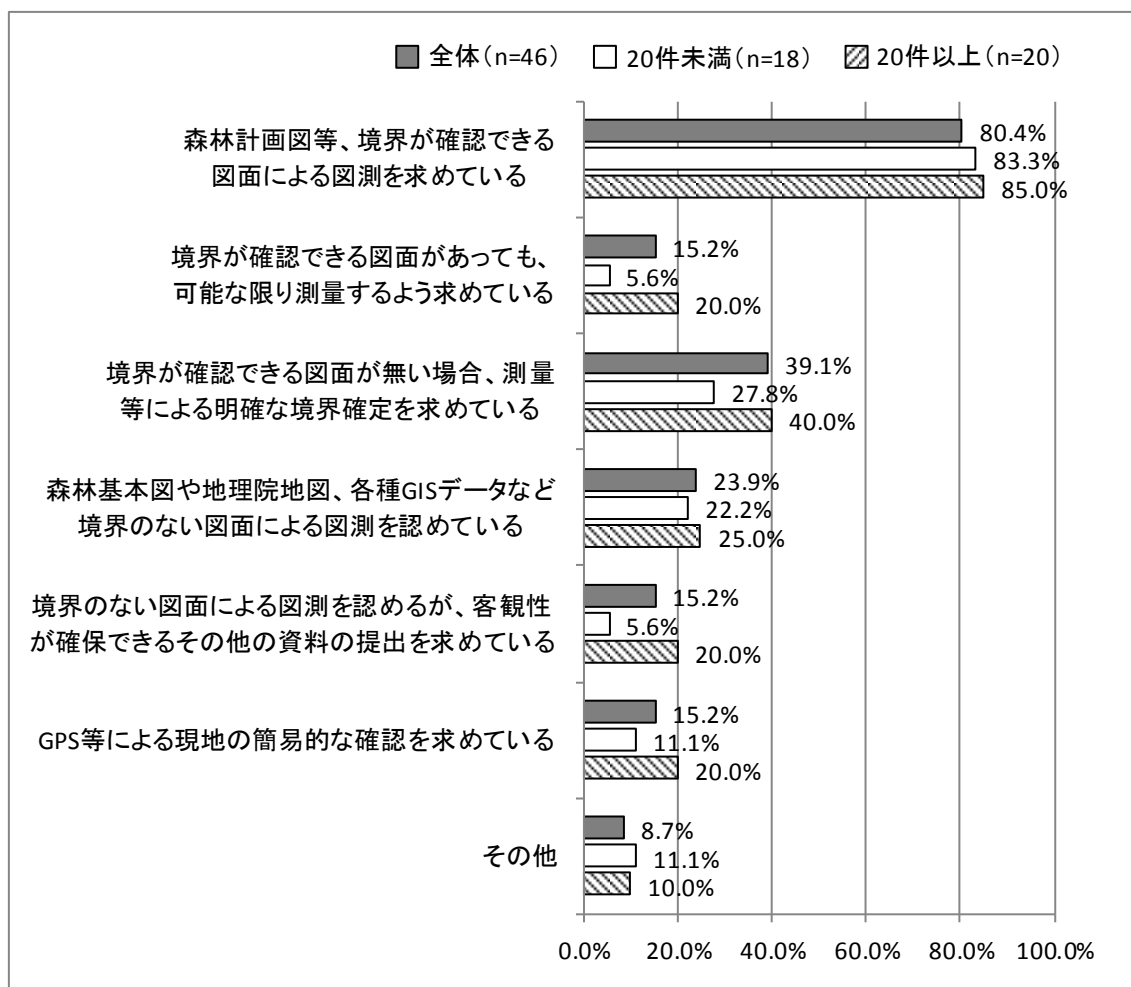
<p>日給</p> <ul style="list-style-type: none">・ 日当 1,100 円、作業用機械・運搬車両提供者日当 2,000 円・ 日給 5,000 円以内・ チェーンソー等を扱う場合は 1 日 8,000 円以内、その他の場合は 1 日 5,000 円以内・ チェーンソー・刈払機使用等の作業日給 15,000 円以内、ノコ・鎌使用等の作業日給 13,000 円以内、清掃・小運搬等の作業日給 10,000 円以内・ 明確な基準は設けていないが、森林組合等のプロの作業なら上限日給 20,000 円。ボランティアの作業なら上限日給 5,000~6,000 円 <p>時給</p> <ul style="list-style-type: none">・ 時間当たりの単価の目安を示している（軽作業 600~800 円/h、普通作業 800~1,000 円/h、特殊作業 1,000~1,500 円/h、事務 800~1,000 円/h）・ 普通作業は時給 700 円以下、機械作業は振興局管内別の地場賃金・ 時給 750~1,000 円・ 時給 815 円以内・ 時給 1,000 円以内・ 時給 1,000 円までを目安とすることを口頭で説明・ 県の最低賃金単価を基本とし、専門性等に応じて増額を認めている。

(4) 森林の図測・測量に関する要求

森林計画図等、境界が確認できる図面による図測を求めている（全体・80.4%）が最も多くなったが、地域協議会によって図測や測量に関して求める対応はまちまちであった（図表 3-18）。

境界が確認できる図面がない場合も図測を認めている地域協議会がある一方で、森林計画図などの図面がある場合にも測量を求めている地域協議会もみられた。

図表 3-18 対象森林の図測・測量に関する要求（複数回答）



2.4 現地調査の状況

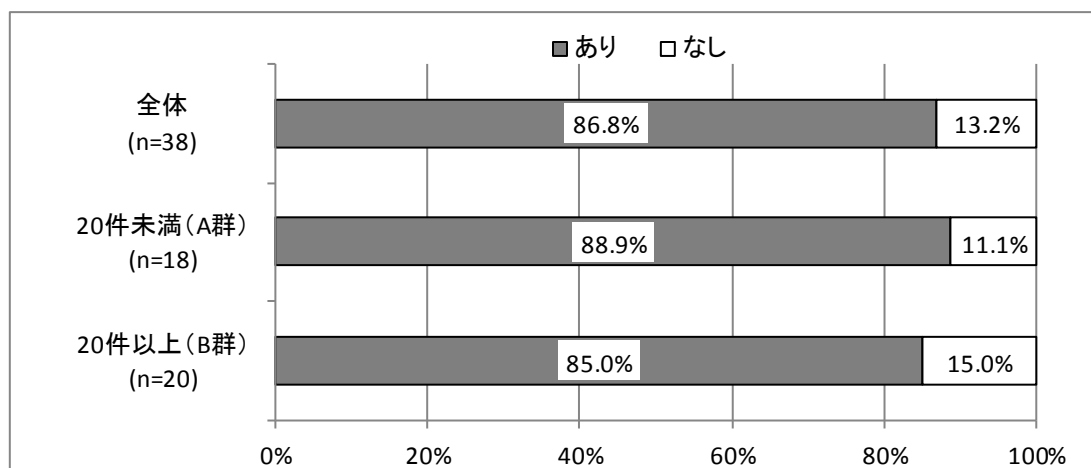
平成 25 年度に交付金を支給した活動組織に対する現地調査は、8 割以上の地域協議会で実施しているものの、38 団体のうち 5 団体（全体・13.2%）で実施していなかった（図表 3-19）。

交付金を支給した件数に占める現地調査の実施件数の割合（図表 3-20）をみると、全体では交付金を支給した件数の 52.3%であるのに対し、支給件数が 20 件未満の A 群では 60.1%、支給件数が 20 件以上の B 群では 50.3%となった。現地調査の実施件数の平均値は A 群 6.6 件、B 群 19.4 件、中央値は A 群 5.5 件、B 群 17.5 件となり、いずれも B 群が A 群を大きく上回った。

B 群では、支給件数の多さが現地調査の制約となっている可能性が高いとみられるが、支給件数の少ない B 群でも全体の 6 割程度しか現地調査を実施できていない。交付金の適正な執行を促すためには、現地調査をできるだけ多く実施することが重要であり、改善が求められる。

現地調査の対象とした活動組織の選定方法（図表 3-21）は、その他（63.6%）が最も多く、無作為に活動組織を選定（27.3%）が続いた。「その他」は、全ての活動組織もしくは、森林空間利用タイプを除く全ての活動組織を対象としたとする回答が多くを占めた。

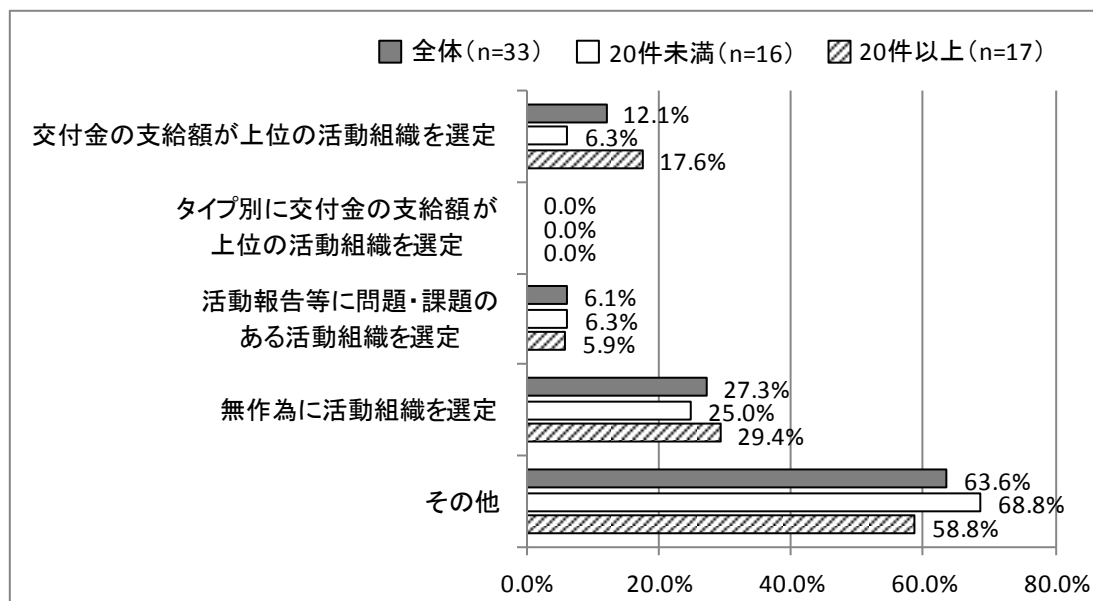
図表 3-19 現地調査の実施の有無 [平成 25 年度] (単数回答)



図表 3-20 現地調査の実施件数 [平成 25 年度] (数量回答)

	全体 (n=38)	20件未満 (n=18)	20件以上 (n=20)
合計	506	119	387
平均値	13.3	6.6	19.4
中央値	11.0	5.5	17.5
交付金を支給した件数に占める割合	52.3%	60.1%	50.3%

図表 3-21 現地調査対象先の選定方法 [平成 25 年度] (複数回答)

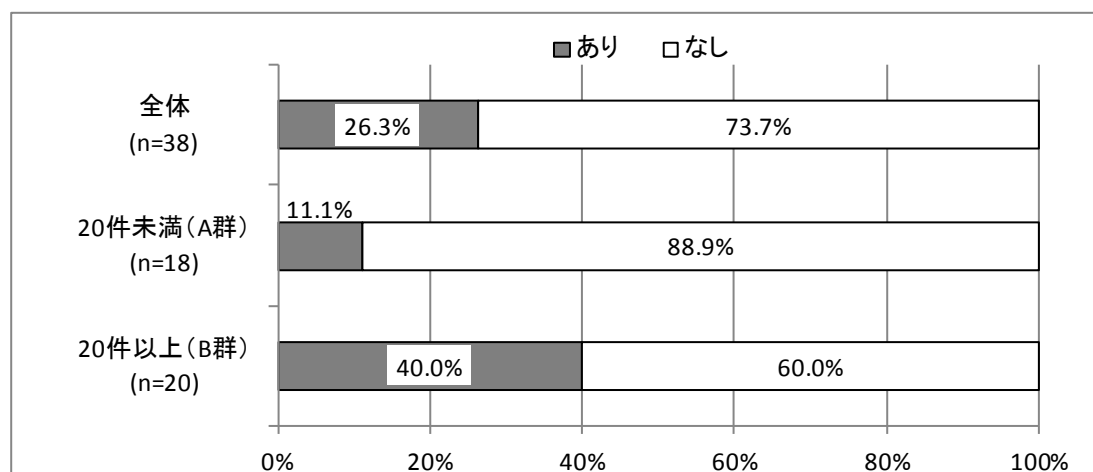


2.5 業務の外部委託

平成 25 年度に一部業務を外部委託した地域協議会は、38 団体のうち 10 団体（全体・26.3%）となった（図表 3-22）。外部委託した業務の内容は、HP 作成、現地調査、測量等となっている。

交付金の支給件数別では、A 群で外部委託したケースが 1 割であったのに対し、B 群では 4 割に達しており、支給件数の多い地域協議会は、外部委託を活用して業務を遂行している事例が多いことが明らかとなった。

図表 3-22 一部業務の外部委託の有無 [平成 25 年度] (単数回答)



3 他の地域協議会・行政との連携

3.1 地域協議会同士の情報共有

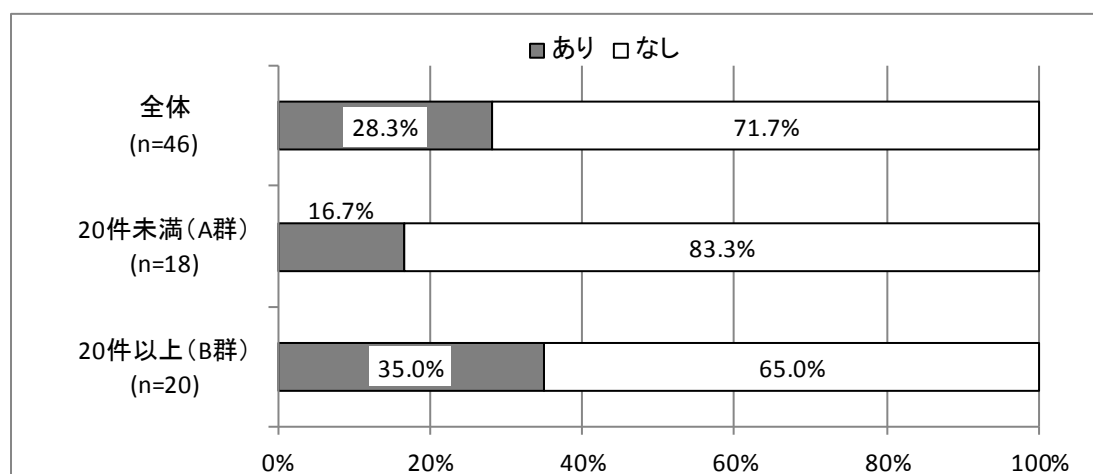
地域協議会の運営手法等について、他の地域協議会と情報交換を行っているのは、46団体のうち13団体（全体・28.3%）となった（図表 3-23）。支給実績別にみると、交付金の支給件数が多いB群の割合がA群を大きく上回っている。

情報交換の内容は、事務処理の方法や交付金の支給状況などが多く、ブロック会議や電話による聴き取りが情報交換の手段となっている。

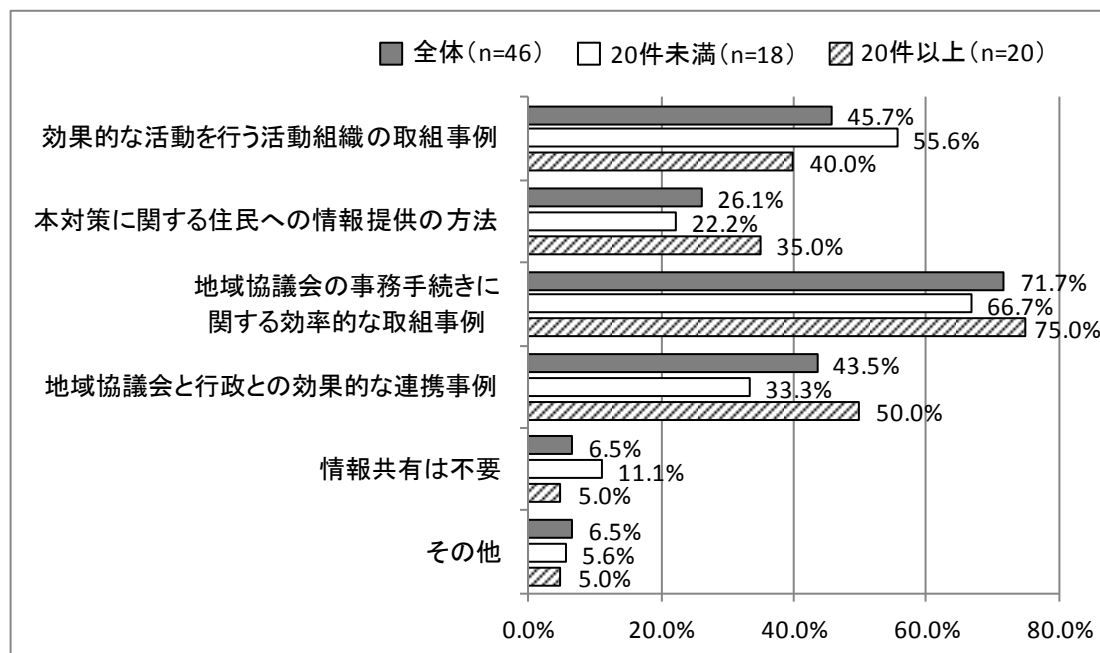
他の地域協議会と情報共有が必要な事項（図表 3-24）としては、事務手続きに関する効果的な取組事例（全体・71.7%）が最も多く、効果的な活動を行う活動組織の取組事例（全体・45.7%）、行政との効果的な連携事例（全体・43.5%）も4割を超えた。情報共有は不要（全体・6.5%）とした回答は少数であり、多くの地域協議会が情報共有の機会を求めているが、上記のとおり実際に情報共有を行っている団体は3割程度にとどまっている。

地域協議会の円滑な運営を図るためには、同様の業務を実施している地域協議会同士のコミュニケーションを拡充していくことが有効であると考えられる。一部地域の協議会グループでは、情報共有の必要性を感じ、運営手法等の情報共有を目的とした会議を定期的に行うことを検討しており、こうした仕組みの全国的な普及が求められる。

図表 3-23 他の地域協議会との情報交換の有無（単数回答）



図表 3-24 他の地域協議会と情報共有が必要な事項（複数回答）



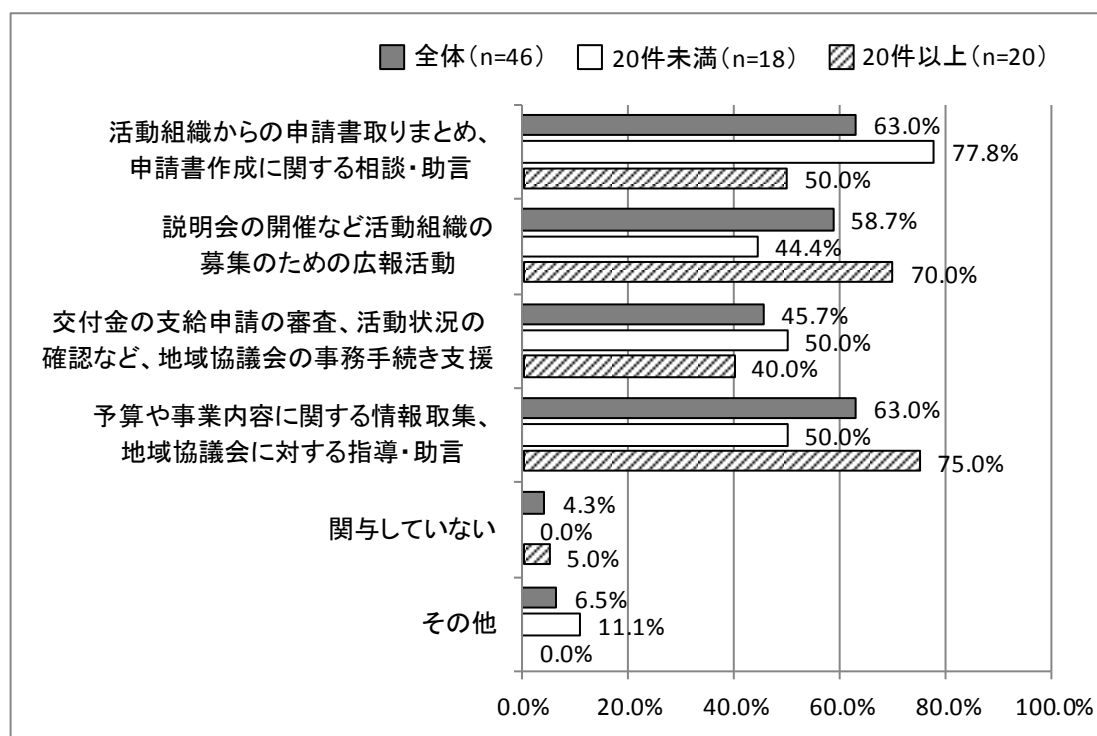
3.2 行政による支援・連携の状況

(1) 都道府県の関与の状況

地域協議会の活動に関する都道府県の関与の状況（図表 3-25）は、「活動組織からの申請書取りまとめ、申請書作成に関する相談・助言を担当している」（全体・63.0%）、「説明会の開催など活動組織の募集のための広報活動を実施している」（全体・58.7%）「予算や事業内容に関する情報収集、地域協議会に対する指導・助言を行っている」（全体・63.0%）、の3つが5割を超えた。「交付金の支給申請の審査、活動状況の確認など、地域協議会の事務手続きを支援している」（全体・45.7%）とした回答も5割近くに達している。

一方で、「地域協議会の活動に関与していない」（全体・4.3%）とした回答はわずかとなり、各都道府県が地域協議会の支援を積極的に行っている様子がうかがえる結果となった。

図表 3-25 地域協議会の運営に関する都道府県の関与の状況（複数回答）

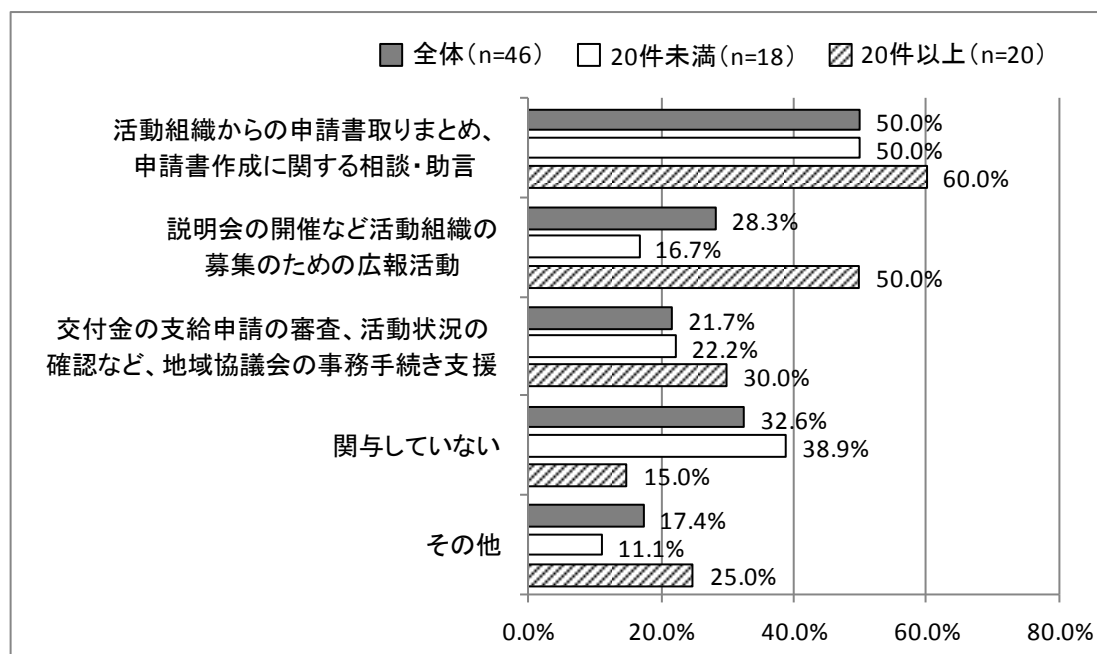


(2) 市町村の関与の状況

地域協議会の活動に関する市町村の関与の状況（図表 3-26）は、「活動組織からの申請書取りまとめ、申請書作成に関する相談・助言を担当している」（全体・50.0%）の割合が5割を超えたが、都道府県と比較すると全体的に各項目の割合が低く、「地域協議会の活動に関与していない」（全体・32.6%）の割合が3割を超えた。こうしたことから、都道府県に比べ市町村の地域協議会への関与の度合いが少なくなっていることがうかがえる。

交付金の支給件数別にみると、支給件数の多いB群では、市町村が活動に関与しているケースが多いことが明らかとなった。特に、「説明会の開催など活動組織の募集のための広報活動を実施している」（50.0%）の割合はA群の3倍に達しており、事業の周知や広報活動に市町村の協力を得られていることが、活動組織からの多数の支給申請につながっているものと考えられる。

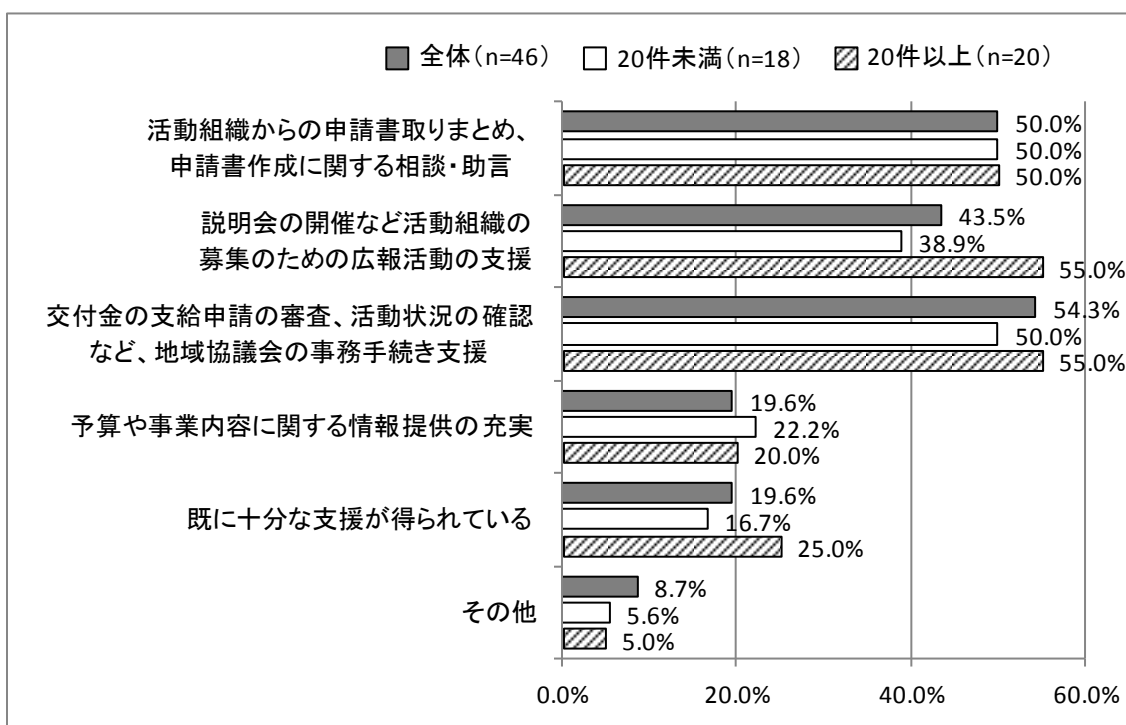
図表 3-26 地域協議会の運営に関する市町村の関与の状況（複数回答）



(3) 行政による支援活動の充実を希望する分野

「交付金の支給申請の審査、活動状況の確認など、地域協議会の事務手続きの支援」（全体・54.3%）、「活動組織からの申請書取りまとめ、申請書作成に関する相談・助言などの窓口としての支援」（全体・50.0%）、「説明会の開催など活動組織の募集のための広報活動の支援」（全体・43.5%）が多くなった（図表 3-27）。

図表 3-27 行政による支援活動の充実を希望する分野（複数回答）



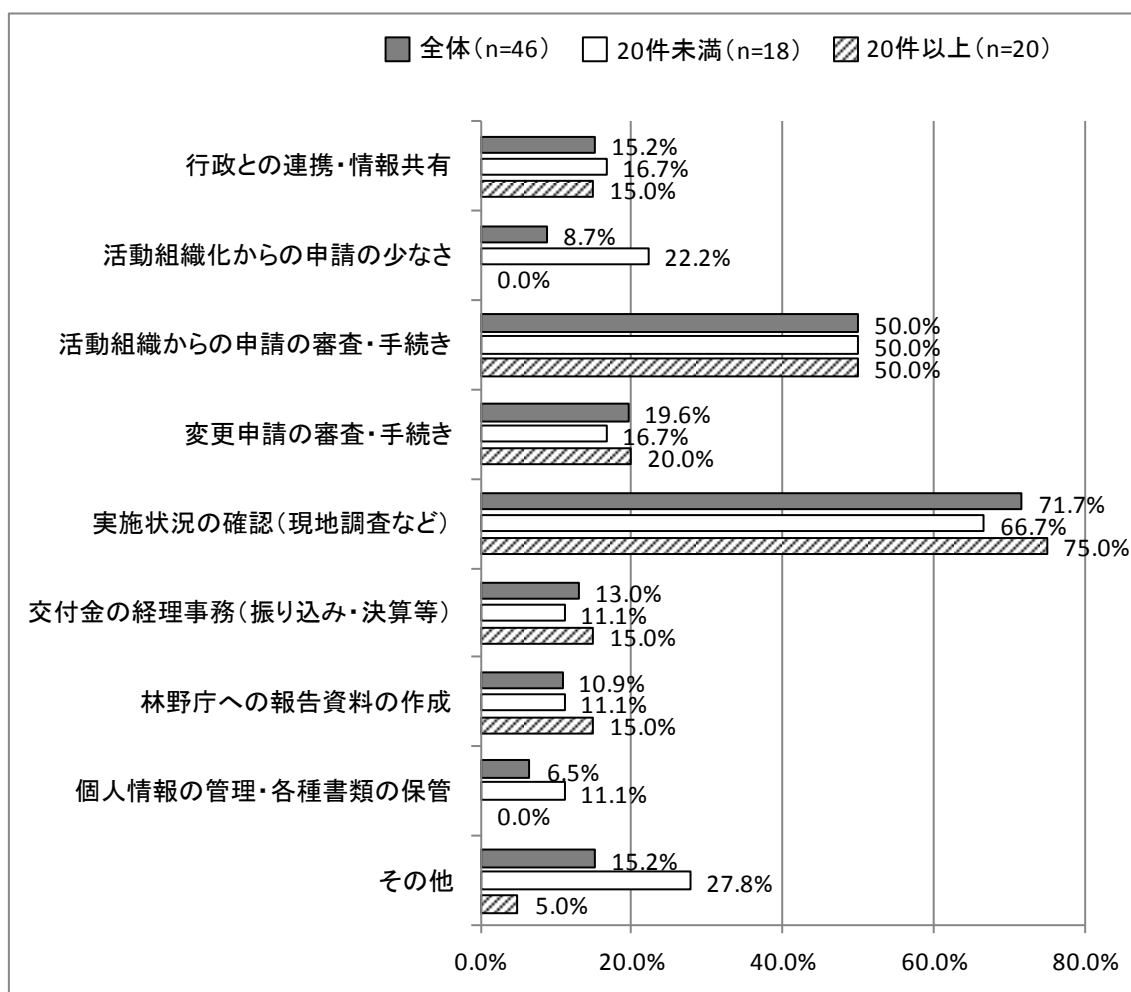
4 森林・山村多面的機能発揮対策に対する評価・要望

4.1 地域協議会の運営に関する課題と要望

地域協議会の運営で特に課題となっている事項（図表 3-28）は、実施状況の確認（現地調査など）の割合が全体で 71.7%と最も高く、活動組織からの申請の審査・手続き（全体・50.0%）が続いた。それ以外の項目の割合は3割以下となっており、申請時の審査と現地確認が運営上の主な課題であることがわかった。

自由記述形式で尋ねた地域協議会の運営で工夫していること、地域協議会の運営に関する林野庁への要望は図表 3-29、3-30 のとおりである。

図表 3-28 地域協議会の運営で特に課題となっている事項（複数回答）



図表 3-29 地域協議会の運営で工夫していること（自由記述）

活動組織に対する指導・助言（4）

- ・研修会を実施し、書類の作成方法だけでなく、テキストを用いて里山林の調査の重要性、森林の整備・地活用計画の作成方法などをアドバイスしている
- ・必ず現地確認を行い、活動タイプや計画に見合った活動を実施しているか確認し、改善が必要な場合は指導している
- ・採択申請図に図面がなく、実測できない場合も、採択決定後に境界設定と面積確定を行うことを条件に採択可能としている
- ・要綱、要領、Q&Aを確認し迅速に対応している

情報交換・情報発信（8）

- ・協議会 HP に活動組織の詳細な紹介を掲載する（2）
- ・HP で活動組織からのお知らせ（イベント・ボランティアの募集告知など）を掲載（2）
- ・各活動組織が情報提供、情報交換を行う場を設定している
- ・森林ボランティア活動を発表する大会を開催し、活動組織の活動内容等の発表を行った。団体同士の交流を盛んにし、相互理解と連携を深めている
- ・活動組織と県民を対象に、里山整備シンポジウムを整備予定。活動組織の事例発表、専門家による講演会を計画
- ・活動組織を対象に、他の活動組織の視察会、ワークショップ、シンポジウム等を実施

行政等との連携（4）

- ・府の出先機関や市町村との連携を深め、活動組織の掘り起し・指導を行う
- ・活動組織の森林施業技術指導について、森林ボランティア育成団体の協力を得ている
- ・地元自治体、NPO、市町村等と連携して活動している
- ・地域協議会の運営委員会を設置し、申請の審査だけでなく、活動組織へのアドバイス等を得ている。委員会は学識経験者、会計士、NPO 等によって構成

基準・マニュアル類の作成（2）

- ・スケジュール、Q&A、様式等をまとめた手引を作成した。備品シールも作成し配布した
- ・独自の運用基準・書類作成の手引きを作り、配布している

その他

- ・事業実施の翌年度に独自にアンケート調査を実施して分析を行い、当該年度の事業実施に活用している

図表 3-30 地域協議会の運営に関する林野庁への要望（自由記述）

活動組織の申請・活動に関すること（4）

- ・活動組織への早期概算交付
- ・申請・活動に関する「手引き」を完成させ、活動組織に配付できる部数を提供してほしい
- ・活動組織から実績報告書の簡素化を望む声が多い
- ・路網整備について、水平距離でなく斜距離で距離を算定できないかとの意見が活動組織からある

申請・審査業務に関すること（5）

- ・間伐率の基準など審査の拠り所となる基準等をできるだけ多めに設定してほしい（2）
- ・事業内容の軽微・少額の変更は地域協議会が承認できるようにすべき
- ・採択決定前着手届の林野庁への提出の廃止
- ・申請書類等について自動計算・入力箇所を増やしてほしい

事務手続き全般に関すること（5）

- ・次年度の業務内容、変更点についてはなるべく早く決定してほしい、基準・マニュアルの年度途中の変更は避けてほしい（3）
- ・マニュアル、Q&A をより充実させてほしい（2）

地域協議会運営費に関すること（4）

- ・地域協議会運営費の確保
- ・光熱費などの経費を推進交付金の対象とすること
- ・推進交付金は積み上げ方式であるため、交付件数が多くても地域協議会には収益的なメリットがない。1 団体当たりの定額で推進交付金を支給してほしい。
- ・事務局員の賃金は 1 日 8,000 円程度としてほしい

その他（7）

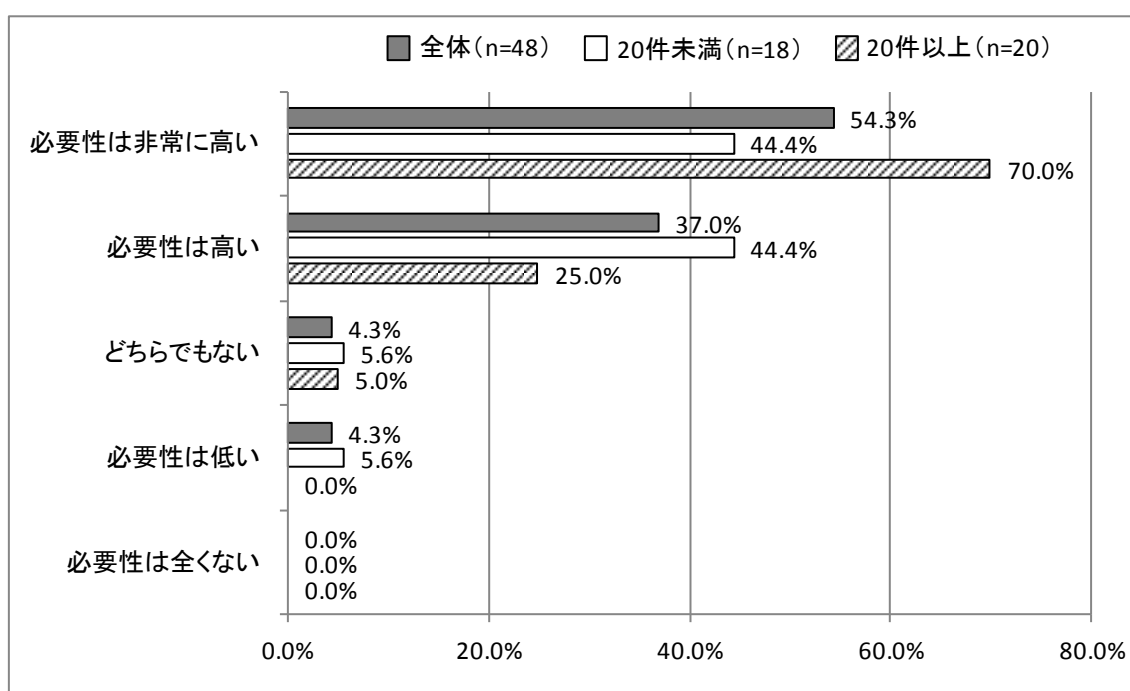
- ・実績報告書の提出期日を延ばしてほしい（2）
- ・事業がより効果的・魅力的になるよう、県に対し積極的な関与を促す指導と、それに見合う予算上の措置をお願いしたい
- ・体制が脆弱な任意団体等に多額の交付金の取扱いを行わせるのは問題。通常の補助事業と同様に、県及び市町村、森林組合等が地域協議会の役割を担うべき
- ・永続的な事業としてほしい
- ・会計検査院の検査の視点・ポイントを示してほしい
- ・平成 27 年度以降、地域協議会が機材を購入し活動組織に貸与が可能となる場合、レンタル料の基準を示してほしい。また、活動組織に貸与しない期間、機材を他の事業で利用できれば良い

4.2 森林づくり・地域活性化に対する本対策の必要性の評価

必要性は非常に高い（全体・54.3%）、必要性は高い（全体・37.0%）とした回答が全体の9割を超えたおり、本対策に対する地域協議会の評価は非常に高くなった（図表3-31）。

自由記述形式で尋ねた本対策全般に関する要望・意見について、分野ごとの件数と主な意見を図表3-32に示す。最も多かった意見は、本対策の長期的な継続を求めるものである。また、明確な作業水準・基準を設定することや交付対象となる活動・面積の見直し、行政の関与の促進を求める意見も多い。

図表 3-31 森林づくり・地域活性化に対する本対策の必要性（単数回答）



図表 3-32 本対策全般に関する意見・要望（自由記述）

事業全般の見直し（4）

- ・中山間地域の振興には農政や他の政策との連携が不可欠であり、本事業を大局的なマスタープランの中に位置づけられるようお願いしたい
- ・施業計画や経営計画などで計画的な森林経営を強力に進めてきた一方で、計画地以外の森林を対象とする現制度には無理がある。この事業の趣旨を本当に生かせる仕組みに見直す必要があるのではないかと

交付対象の見直し（5）

- ・経営計画に組み込まれていても、当面補助事業が行われない場合は、この事業の対象として認めてほしい

- ・地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備）について、38万円/haの単価が妥当であるか検証が必要。安価なため活動団体が手を出せない状況

作業水準・基準の明示（4）

- ・活動組織は事務手続き、森林施業の実施に慣れていないため、最低限の作業基準は示してほしい
- ・本事業は実施内容の自由度が高く、使い方によっては非常に効果的な事業だと思われる。ただし、林野庁と協議会双方の負担を減らすため、交付金の不正執行等を防ぐため、基準をより明確にした方が良いのではないか
- ・単年度当たりの採択申請額に最低基準（最低50万円程度）を設定してほしい。事業には異論がないが、効率性を勘案すると最低基準が必要

事務の簡素化（2）

- ・森林整備に関わるボランティア参加者の年齢が高齢化し、事務等が煩雑になっているため、事務の簡素化を検討いただきたい

行政の関与・人材育成（5）

- ・効果的な事業の周知や活動組織の円滑な作業実施には県の地方機関、市町村の指導が必要。活動組織の所在する市町村が実質的に関与する仕組みになればと思う
- ・里山整備に対し市町村が積極的な取組を行うことに期待したい

地域協議会の事務・運営費の見直し（2）

- ・活動組織へ交付金を支給する際の振込手数料を運営費の対象としてほしい

事業の継続（7）

- ・平成28年度以降も継続実施を望む声が活動組織から寄せられている
- ・このような仕組みの事業は初めての試みであるから、1～2年の短期で事業の成否を判断することは難しいと思う。毎年PDCAを繰り返し、長期的に事業を育てていただきたい。

その他（5）

- ・活動組織の多くが任意団体であるため、立替えのための資金調達が困難になっている。銀行等から借入れを行うことができれば事業が進めやすいと思われるため、借入れに対する利子助成の仕組みができればありがたい
- ・森林ボランティア団体や地域自治組織など任意団体を対象とした既存事業と重複しており、本県の場合これ以上の推進は困難

5 地域協議会アンケート結果のポイント

5.1 地域協議会の概況

- ✓ 平成 25 年度の交付金支給件数の合計は 967 件で、平均値は 22.4 件、中央値は 25.4 件となった。地域協議会によって支給件数は大きく異なり、最大で 67 件、最小で 1 件となっている。
- ✓ 地域協議会の業務を担当する職員数の平均値は 2.6 人、中央値は 2.0 人となった。交付金の支給実績の少ない協議会（支給件数 20 件以下・中央値 1.5 人）と、多い協議会（支給件数 20 件以上・中央値 3.0 人）では、職員数の開きが大きくなった。

5.2 地域協議会の運営状況

- ✓ 本対策を周知するために実施した対策は、「都道府県による関連団体等への情報提供」が最も多く 9 割を超えた。「市町村による関連団体等への情報提供」、「事業に関する説明会」も多い、これらの対策については支給実績の多い協議会の実施割合が少ない協議会を大幅に上回っている。
- ✓ 平成 25 年度の交付申請の受付期限は、3 次まで設定したケースが最も多くなった。交付金の支給実績の少ない協議会では 1 回限りとしたケースが多いのに対し、支給実績の多い協議会では複数回の受付期限を設定したケースが多い。
- ✓ 交付申請を却下又は断念した件数の中央値は、支給件数の少ない団体で 2.5 件、多い団体で 1.0 件となった。支給件数の多い協議会では、事業計画の修正や見直しなどに積極的に関わっていることがうかがえる。
- ✓ 地域協議会独自の審査基準や、活動組織に求める作業水準を設定しているケースは少ないものの、一部では異なる制度運用が行われていることが明らかとなった。
- ✓ 人件費の単価を設定した地域協議会は全体の 3 割程度に達している。日給で 1,100 円～20,000 円、時給では 600 円～1,500 円と設定幅が大きくなっている。
- ✓ 森林の図測・測量に関して活動組織に求める対応は地域協議会によって大きく異なっている。森林計画図などの図面がある場合にも測量を求めている地域協議会があり、制度運用の統一化が求められる。
- ✓ 現地調査は平成 25 年度に 8 割の地域協議会が実施したが、支給件数に占める割合は 5 割程度にとどまっている。

5.3 他の地域協議会・行政との連携

- ✓ 他の地域協議会と情報交換を行う必要性は多くの地域協議会が認識しているものの、実際に情報交換を行っているのは 3 割にとどまった。情報交換が必要な事項は、「事務手続きに関する効果的な取組事例」、「効果的な活動を行う活動組織の取組事例」、「行政との効果的な連携事例」が主なものとなっている。
- ✓ 都道府県に比べ市町村の地域協議会への関与は希薄になっているが、交付金の支給

件数が多い協議会では市町村との連携が進展している傾向がみられた。特に、事業の周知や広報活動に関与している市町村の割合は、支給件数の少ない協議会(15.3%)に比べ、支給件数の多い協議会(50.0%)は大幅に高くなっており、市町村の協力が活動組織の掘り起しに有効であるとみられる。

5.4 森林・山村多面的機能発揮対策に対する評価・要望

- ✓ 地域協議会の運営で特に課題となっている事項は、現地調査と審査・採択手続きであることが明らかになった。
- ✓ 森林づくり・地域活性化に対する本対策の必要性に対する評価は極めて高くなっており、「必要性は非常に高い」、「必要性は高い」とした回答が9割を超えた。
- ✓ 本対策全般に関する意見・要望としては、事業の継続を求める意見が最も多くなった。明確な作業水準・基準の設定、交付対象となる活動や森林の要件の見直し、行政の関与の促進を求める意見も多い。

